

**「山形県建築物耐震改修促進計画」改定（案）について
提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方**

- 1 意見の募集期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月27日（金）まで
- 2 提出された意見の件数 5件（意見提出者1人）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	頁	意見の概要	県の考え方
1	5	第4章の1の「(2) 県（本庁の役割）の耐震化等支援策の実施」で、市町村への財政的支援や他県で実施しているような所有者への直接的な支援制度はありますか。	所有者が耐震診断と耐震改修等を行う際に補助金による支援を市町村が実施しております。また、補助を実施する市町村に対しては、国と県が財政的な支援を実施しております。
2	6	第4章の1の「(2) 県（総合支庁の役割）に相談窓口の設置、管内市町村と連携した情報提供・啓発等の実施」とあり「(3) 市町村に自治会等を通じて所有者が耐震化等を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努める」とありますが、県民にこのことを周知する方法として、「第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等」の他に県民向けのプラットフォームはありますか。	県民向けのプラットフォームとしては、「山形県すまい情報センタータテッカーナ」という情報サイトがあります。本サイトでは、県内で利用できる住宅関係の補助金や各種情報、耐震改修等の事例紹介、相談窓口の案内等を掲載しています。あわせて、県及び市町村のホームページや広報誌、講習会等を通じて支援策の周知と耐震化の啓発を実施しております。
3	9	第7章の「1 空き家の耐震化」として、空き家所有者に対して除却を促すとありますが、このことは市町村を通じて行うことになりませんか。	所有者への働きかけは、基礎自治体である市町村が主体となって行います。県は、市町村に対して除却や耐震化に関する助言、財政支援及び関係団体との調整等を行い、市町村の取組みを後押ししてまいります。
4	9	第7章の「2 住宅性能表示制度の活用」とは、「第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等」を通じて行うことになりませんか。	第5章に掲げる啓発等の施策により実施してまいります。
5	9	第7章の「3 地震保険の加入推進」に、地震に関連した火災では火災保険で補償されないことの周知が必要と思われませんか。	ご意見を踏まえ、「山形県すまい情報センタータテッカーナ」等のサイトや広報誌、相談会等を通じて周知を図ってまいります。